

## 議案目次 2

議案第6号	財産の取得について	.....	P 1
議案第7号	工事請負契約の締結について	.....	P 3
議案第8号	工事請負契約の締結について	.....	P 5
議案第9号	工事請負契約の締結について	.....	P 7
議案第10号	工事請負契約の締結について	.....	P 9
議案第11号	工事請負契約の締結について	.....	P 11

議案第6号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年江差町条例第15号）第3条の規定に基づき、次のとおり財産を取得するため、議会の議決を求める。

記

- |          |   |
|----------|---|
| 1 取得する財産 | 除雪ドーザ                                     |
| 2 契約の方法  | 指名競争入札                                    |
| 3 取得金額   | 11,844,000円                               |
| 4 契約の相手方 | 北斗市追分3丁目2番3号<br>北海道川重建機株函館支店<br>支店長 熊谷 伸哉 |

平成25年6月12日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の買入れが予定価格7,000,000円以上であるため。

議案第7号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年江差町条例第15条）第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 江差中学校改築建築主体工事（A工区）   |
| 2 工事場所   | 檜山郡江差町字陣屋町無番地  |
| 3 契約の方法  | 制限付一般競争入札  |
| 4 契約の金額  | 623,070,000円   |
| 5 契約の相手方 | 田畠・前田・本間 特定建設工事共同企業体<br>代表者 檜山郡江差町字伏木戸町634番地<br>株式会社 田畠建設<br>代表取締役 田 畠 昌 伸 |

平成25年6月12日提出

江差町長 濱 谷 一 治

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付す契約が予定価格50,000,000円以上の工事の請負契約であるため。

## 議案第8号

### 工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年江差町条例第15条）第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

#### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 江差中学校改築建築主体工事（B工区）   |
| 2 工事場所   | 檜山郡江差町字陣屋町無番地  |
| 3 契約の方法  | 制限付一般競争入札  |
| 4 契約の金額  | 502,425,000円   |
| 5 契約の相手方 | 亀田・ミツセ・辻久 特定建設工事共同企業体<br>代表者 檜山郡江差町字桧岱215番地<br>亀田工業 株式会社<br>代表取締役 亀田 宏 |

平成25年6月12日提出

江差町長 濱谷一治

#### 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付す契約が予定価格50,000,000円以上の工事の請負契約であるため。

議案第9号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年江差町条例第15条）第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 江差中学校改築電気設備工事（強電）  |
| 2 工事場所   | 檜山郡江差町字陣屋町無番地  |
| 3 契約の方法  | 制限付一般競争入札  |
| 4 契約の金額  | 107,520,000円   |
| 5 契約の相手方 | 三光・三和 経常建設共同企業体<br>代表者 檜山郡江差町字中歌町62番地の2<br>株式会社 三光電気商会<br>代表取締役 吉田守廣 |

平成25年6月12日提出

江差町長 濱谷一治

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付す契約が予定価格50,000,000円以上の工事の請負契約であるため。

## 議案第10号

### 工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年江差町条例第15条）第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

#### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 江差中学校改築暖房換気設備工事  |
| 2 工事場所   | 檜山郡江差町字陣屋町無番地  |
| 3 契約の方法  | 制限付一般競争入札  |
| 4 契約の金額  | 95,550,000円  |
| 5 契約の相手方 | 池田暖房・檜山配管 特定建設工事共同企業体<br>代表者 函館市昭和2丁目37番18号<br>池田暖房工業株式会社 函館支店<br>支店長 岡田 満 |

平成25年6月12日提出

江差町長 濱谷一治

#### 提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付す契約が予定価格50,000,000円以上の工事の請負契約であるため。

議案第11号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年江差町条例第15条）第2条の規定に基づき、次のとおり請負契約を締結するため、議会の議決を求める。

記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 江差中学校改築給排水衛生設備工事   |
| 2 工事場所   | 檜山郡江差町字陣屋町無番地  |
| 3 契約の方法  | 制限付一般競争入札  |
| 4 契約の金額  | 53,235,000円  |
| 5 契約の相手方 | 大明・ビオフレックス 特定建設工事共同企業体<br>代表者 函館市栄町12番18号<br>大明工業 株式会社<br>代表取締役 小林正明 |

平成25年6月12日提出

江差町長 濱谷一治

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付す契約が予定価格50,000,000円以上の工事の請負契約であるため。